

## 低所得者の第1号介護保険料軽減強化について

### 1 経緯

今後も予想される更なる高齢化の進展に伴い、介護費用の増加と保険料負担水準の上昇が避けられない中で、介護保険制度を持続可能なものとするためには、低所得者も保険料を負担し続けることを可能にする必要がある。

このため、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の改正により、平成27年4月から、給付費の50%の公費負担とは別に、消費税増税分を財源とする公費を投入して、低所得者の保険料軽減を行う仕組みを設けることとなった。

### 2 改正内容

介護保険料の所得段階の第1段階及び第2段階に該当する被保険者の保険料は、基準額（第6段階保険料）に100分の50を乗じて得た額としていたが、軽減措置により100分の45を乗じて得た額に変更する。

	改正前	改正後	変更分
介護保険料算定式	基準額×0.5	基準額×0.45	△0.05
年間保険料	34,680円	31,212円	△3,468円

軽減措置による保険料収入の減少分は、公費（国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4）で負担する。

以上の内容は、平成27年度の保険料から適用する。

なお、すでに仮徴収を開始している特別徴収者で今回の軽減措置に該当する者については、減額分を10月以降の月額保険料で調整する。

### 3 規定整備

平成27年第2回定例会において、介護保険条例の一部改正を上程する予定である。

以 上

# 介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化

別添

介護保険の1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を強化

①平成27年4月(所要額:221億円)

第一弾として、市町村民税非課税世帯のうち特に所得の低い者を対象(65歳以上の約2割)

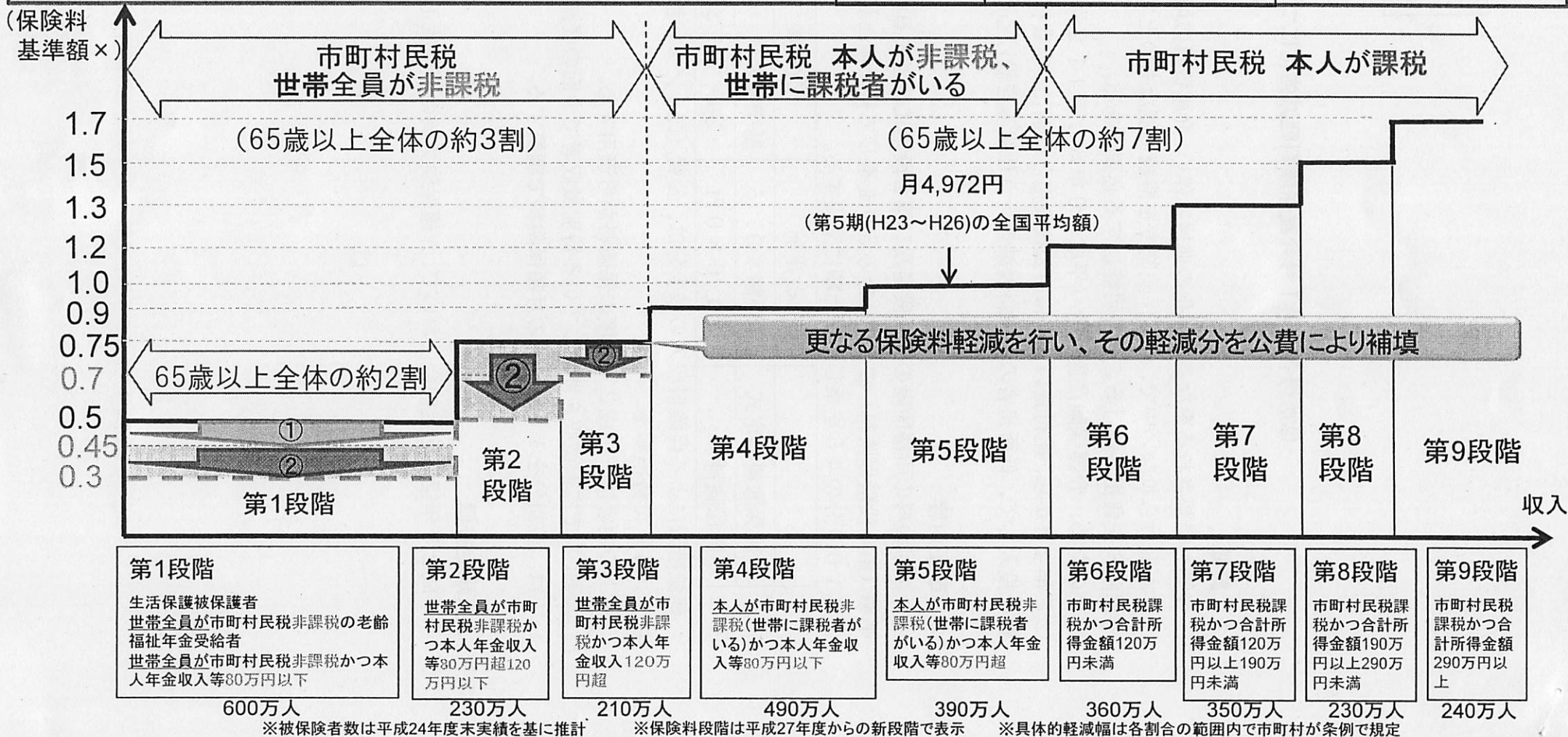
②平成29年4月(所要見込額:約1,400億円)

消費税10%引上げ時に、市町村民税非課税世帯全体を対象として完全実施(65歳以上の約3割)

	保険料基準額に対する割合
第1段階	現行 0.5 → 0.45

	保険料基準額に対する割合
第1段階	0.45 → 0.3
第2段階	現行 0.75 → 0.5
第3段階	現行 0.75 → 0.7

※公費負担割合  
国1/2、都道府県1/4  
市町村1/4



介護保険料第6期各所得段階別負担額の第5期との比較（平成27・28年度）

第5期保険料					第6期保険料（平成27・28年度）				
保険料基準額			4,960円		保険料基準額			5,780円	
所得段階	所得等の状況	算定式	平均月額保険料	年間保険料	所得段階	所得等の状況	算定式	平均月額保険料	年間保険料
1	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税	基準額 × 0.50	2,480 円	29,760 円	1	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税	基準額 × 0.50 整 × 0.45	2,890 2,601 円	34,680 31,212 円
2	世帯全員住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額80万円以下	基準額 × 0.55	2,728 円	32,736 円	2	世帯全員住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額80万円以下	基準額 × 0.50 整 × 0.45	2,890 2,601 円	34,680 31,212 円
3	特例3 世帯全員住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額80万円超で120万円以下	基準額 × 0.60	2,976 円	35,712 円	3	世帯全員住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額80万円超で120万円以下	基準額 × 0.60	3,468 円	41,616 円
	世帯全員住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額120万円超	基準額 × 0.70	3,472 円	41,664 円	4	世帯全員住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額120万円超	基準額 × 0.70	4,046 円	48,552 円
4	特例4 本人非課税、世帯員課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	基準額 × 0.85	4,216 円	50,592 円	5	本人非課税、世帯員課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	基準額 × 0.85	4,913 円	58,956 円
	本人非課税、世帯員課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超	基準額 × 1.00	4,960 円	59,520 円	6	本人非課税、世帯員課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超	基準額 × 1.00	5,780 円	69,360 円
5	本人の住民税が課税で、合計所得金額125万円未満	基準額 × 1.10	5,456 円	65,472 円	7	本人の住民税が課税で、合計所得金額125万円未満	基準額 × 1.10	6,358 円	76,296 円
6	本人の住民税が課税で、合計所得金額125万円以上で190万円未満	基準額 × 1.20	5,952 円	71,424 円	8	本人の住民税が課税で、合計所得金額125万円以上で190万円未満	基準額 × 1.20	6,936 円	83,232 円
7	本人の住民税が課税で、合計所得金額190万円以上で300万円未満	基準額 × 1.40	6,944 円	83,328 円	9	本人の住民税が課税で、合計所得金額190万円以上で300万円未満	基準額 × 1.40	8,092 円	97,104 円
8	本人の住民税が課税で、合計所得金額300万円以上で400万円未満	基準額 × 1.60	7,936 円	95,232 円	10	本人の住民税が課税で、合計所得金額300万円以上で400万円未満	基準額 × 1.60	9,248 円	110,976 円
9	本人の住民税が課税で、合計所得金額400万円以上で600万円未満	基準額 × 1.90	9,424 円	113,088 円	11	本人の住民税が課税で、合計所得金額400万円以上で600万円未満	基準額 × 1.90	10,982 円	131,784 円
10	本人の住民税が課税で、合計所得金額600万円以上で800万円未満	基準額 × 2.10	10,416 円	124,992 円	12	本人の住民税が課税で、合計所得金額600万円以上で800万円未満	基準額 × 2.10	12,138 円	145,656 円
11	本人の住民税が課税で、合計所得金額800万円以上で1000万円未満	基準額 × 2.40	11,904 円	142,848 円	13	本人の住民税が課税で、合計所得金額800万円以上で1000万円未満	基準額 × 2.40	13,872 円	166,464 円
12	本人の住民税が課税で、合計所得金額1000万円以上で1200万円未満	基準額 × 2.70	13,392 円	160,704 円	14	本人の住民税が課税で、合計所得金額1000万円以上で1200万円未満	基準額 × 2.70	15,606 円	187,272 円
13	本人の住民税が課税で、合計所得金額1200万円以上	基準額 × 3.00	14,880 円	178,560 円	15	本人の住民税が課税で、合計所得金額1200万円以上	基準額 × 3.00	17,340 円	208,080 円